

退職、時、理由を内「不」支給しない。

考定中。

5. 元=類大、勤務年数、便役年月日、
週行起算しない。

6. 針務上の素心「ヨロケ」等、疾病者= (1. 旬後+1ヶ月) 寛大とする。

対して施療及扶助を付しない。

7. 付属病院内=接骨医を専設しない。 1. 目下実行=着手中。

8. 公休日=車番貸金、支給しない。 8. 拒絶、

大正十年三月十日提出

職首者=対して、独身者1ヶ月
世帯所有者3(1)月1(2)ヶ月

大正十年三月十日

要求案 10. 6. 6.

相澤造船

1. 団体交渉権、確認

2. 解雇手当、

6ヶ月未満 35日。

1/4年未満 100日。

1. 1/2年 = 105日加算。

3. 解雇、降格、回航費等、

妻帯者 = 35日。 独身者 = 25日。

4. 全職工=対して日給又割増、7.

5. 停電、及雨天、並=当所、都合=他の

休業、場合、日給半額支給。

若、午前中事故発生、為、休業、場合

解決案 10. 7. 2.

1. 他工場と併、工場内、於て全職

工団体交渉権を認め、

2. 解雇手当、

6ヶ月未満 170日。

以上1/4月毎 = 10日加算。

3. 解雇、降格、

4. 復元、当日、日給/割増分5割増、

5. 臨時休業、場合、5/6分支給、

2. 7.